

150平方メートル未満の飲食店等の消火器具の設置基準が強化されました。

消防法令が改正され、平成31年10月1日から一定の小規模な飲食店等についても、新たに消火器具の設置が義務付けられることとなりました。

平成31年10月1日から改正後の基準が適用されるため、改正後の基準に該当する飲食店等の皆様におかれましては、平成31年9月30日までに消火器具を設置くださいますようお願いいたします。

飲食店等とは、待合、料理店、茶屋、割烹、喫茶店、食堂、レストラン等が対象となります。

一定の小規模な飲食店等とは、飲食店等の延べ面積又は床面積が150平方メートル未満のものでも、調理を目的とする火を使用する設備又は器具が設置されているものは対象となります。

飲食店等に火を使用する設備又は器具が設置されている場合、「消火器具の設置」が必要

今回の消防法令の改正は、平成28年12月に糸魚川市で発生した大規模火災の教訓を踏まえて、「飲食店等に火を使用する設備又は器具」※1が設置されている場合、「消火器具の設置」※2が必要となるものです。

※1 今回の消防法令の改正による火を使用する設備又は器具とは、調理を目的として、コンロ、グリルなど火を使用するものが対象となります。

※2 「調理油加熱防止装置」、「自動消火装置」、「カセットコンロの圧力感知安全装置」等の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けるものは、消火器具の設置の対象外となります。

火を使用する設備又は器具の代表的な例

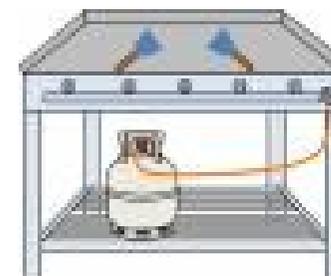
コンロ



グリル付きコンロ



グリドル



消火器具の点検及び点検報告

消防法令の基準により設置することが義務付けられた消防用設備等(消火器具を含む。)は、定期的に点検し、点検結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。

消火器具の点検期間及び内容

消火器具の点検期間及び内容	
期間	内容
6ヶ月ごとに1回	機器点検 <ul style="list-style-type: none">適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

消防長又は消防署長に報告する期間

消防署長に報告する期間	
期間	対象
1年に1回	特定用途防火対象物(飲食店等、集会場、遊技場、物品販売店、ホテルその他)
3年に1回	非特定用途防火対象物(共同住宅、工場、倉庫、事業場その他)

パンフレット・アプリ

総務省消防庁のホームページや一般財団法人消防設備安全センターに、小規模な飲食店等の関係者の方が自ら消火器の点検と報告を行うことができるように点検の方法や点検結果報告書の記入要領をまとめたパンフレットの掲載や点検アプリを提供していますので、御活用ください。

点検報告支援パンフレット QRコード



消火器点検アプリ(試行版)QRコード



点検結果報告書・点検票 QRコード



消防本部からのお願い(調査を行います)

安房郡市消防本部では、消火器具の設置が必要となった飲食店の経営者を対象に、電話にて調査を行います。
消防職員がお聞きしたい事項は次のとおりです。

- 1.飲食店の名称
- 2.飲食店の住所
- 3.代表者のお名前
- 4.建物の階数
- 5.建物全体の延べ面積
- 6.階の面積
- 7.お店部分の床面積
- 8.住宅部分の床面積
- 9.消火器具の設置の有無
- 10.火を使用する設備等の維持管理状況

なお、面積については、概ねの数値で構いません。ご協力をお願いします。